

周南市文化芸術栄光賞表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化芸術の分野において、優秀な成績を収めた団体又は個人に対して、その功績をたたえ、文化芸術を奨励するために周南市文化芸術栄光賞を授与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(受賞者の資格)

第2条 周南市文化芸術栄光賞の受賞（以下「受賞」という。）をする者（以下「受賞者」という。）の資格は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国際大会、国際的なコンクール等に出場し、入賞したもの
- (2) 全国大会、全国的なコンクール等に出場し、第3位以内に入賞したもの
- (3) その他市長が特に業績が顕著であると認めたもの

2 前項の大会、コンクール等は、参加資格の範囲が一部の特定団体であるものを除くものとする。

(対象)

第3条 個人の受賞の対象は、市内に在住、通勤又は通学する者（前条第1項第1号に該当する場合は、周南市内の中学校、高等学校、高等専門学校又は大学のいずれかを卒業した者を含む。）とし、団体の受賞の対象は市内に所在する団体とする。ただし、周南市学校教育栄光賞受賞者は、対象から除く。

(推薦)

第4条 文化団体等は、受賞者に当たるものがある場合は、周南市文化芸術栄光賞推薦書（個人）（別記様式第1号）又は周南市文化芸術栄光賞推薦書（団体）（別記様式第2号）に必要な書類を添付し、市長に推薦するものとする。

2 同一の分野における同一の団体又は個人への表彰は、1年度当たり1回とする。ただし、表彰の対象となる成績が特に優れていると認められるときは、この限りでない。

(受賞者の決定等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による推薦に基づき審査した上で、受賞者を決定し、周南市文化芸術栄光賞を授与する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。